

広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果の公表

(要安全確認計画記載建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）)

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、公表します。

令和4年3月

東広島市 都市部建築指導課

目次

1 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果の確認方法について	1
2 附表 耐震診断の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価	3
3 耐震診断結果一覧表（路線別）	
国道 185 号	4
国道 375 号	5

広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果の確認方法について

1. 公表様式の記載方法について

公表結果は、原則として 1 棟ごとに記載しています。

2. 公表様式の記載内容について

耐震改修促進法第 7 条の規定による所有者の報告に基づいて、公表様式（下記）の各欄（①～⑧）を記載しています。

公表様式

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑧	⑧

①建築物の名称

建築物の名称を記載しています。

②建築物の位置

建築物の位置を記載しています。

③建築物の主たる用途

建築物の主たる用途を記載しています。

④耐震診断の方法の名称

耐震診断の方法の名称を記載しています。

⑤構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果

地震に対する安全性の評価（構造耐震指標（Is 値）等）の最小値（地震に対する安全性が最も低く評価される値）を記載しています。

⑥⑦耐震改修等の予定

耐震改修等について記載しています。

耐震改修済である場合は⑥「内容」欄に「耐震改修済」、除却済である場合は⑥「内容」欄に「除却済」と記載しています。また、耐震診断において、倒壊・崩壊の危険性が低いと評価された建築物については⑥「内容」及び⑦「実施時期」欄に「－」を記載しています。

⑧備考

所有者が定めた構造耐震指標（Is 値）等の目標値や塔屋の状況等について記載しています。

(参考) 安全性の評価の確認方法

1. 確認手順

- (1) ④欄に記載している耐震診断の方法を附表の別表 2 から探します。
- (2) ⑤欄に記載されている構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果を、附表の別表 2 に記載されている「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性」の区分（I, II, III）に記載された指標と比較し、建築物の安全性を評価します。

2. 確認例 ($I_{so}=0.54$, $Z=0.9$, $G=1$, $U=1$ の場合)

耐震診断の結果が次の場合の安全性の評価の確認例を記載します。

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果
別表 2 (5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」	$I_s=0.4$ $I_s/I_{so}=0.74$ $C_{TU} \cdot S_D=0.12$

この例では、 $I_s/I_{so}=0.74 > 0.5$ となります。また、 $C_{TU} \cdot S_D=0.12 < 0.135 (0.15 \times 0.9 \times 1 \times 1)$ となるため、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の区分は別表 2 に従い、区分 I 「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」となります。

附表 耐震診断の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価（抜粋）

別表 2

耐震診断の方法	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	
(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
④欄に記載している耐震診断の方法		⑤の安全性の評価の結果（最小値）を区分 I, II, III の各指標と比較し、建築物の安全性を評価します。（上の例では、 $I_{so}=0.54$, $Z=0.9$, $G=1$, $U=1$ ）	

附表 耐震診断の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

※ この附表は耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の公表について（技術的助言）〔平成 31 年 1 月 1 日 国住指第 3209 号〕の中から該当する部分を抜粋したものです。

別表 2

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		(地震の震動及び衝撃に 対して倒壊し、又は崩壊 する危険性が高い。)	(地震の震動及び衝撃に 対して倒壊し、又は崩壊 する危険性がある。)	(地震の震動及び衝撃に 対して倒壊し、又は崩壊 する危険性が低い。)
(2)	一般財団法人日本建築防災協会 による「木造住宅の耐震診断と 補強方法」に定める「一般診断 法」及び「精密診断法」(時刻歴 応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	0.7 ≤ 上部構造評 点 < 1.0	1.0 ≤ 上部構造評点
(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨造建築物の耐 震診断指針」(1996 年版、2011 年版)	Is < 0.3 又は q < 0.5	左右以外の場合	0.6 ≤ Is かつ 1.0 ≤ q

※別表 2 の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

※いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度 5 強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずる恐れは少なく、倒壊するおそれはない。

要安全確認計画記載建築物【通行障害既存耐震不適格建築物】耐震診断結果

東広島市所管分
令和4年3月時点

【路線名:国道185号】

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	芸南農業協同組合 選果場	東広島市安芸津町風早字灘山647番地29	選果場	—	—	除却済		
2	専用住宅	東広島市安芸津町	専用住宅	別表2(3-2)及び(2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)及び「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年版)	Is=0.51 q=2.08 上部構造評点=0.28			

要安全確認計画記載建築物【通行障害既存耐震不適格建築物】耐震診断結果

東広島市所管分
令和4年3月時点

【路線名：国道375号】

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	倉庫・住宅	東広島市豊栄町	倉庫・住宅	別表2(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	Is=0.112 q=0.48			